

○神奈川県警察少年警察活動規程（概要）

（平成9年9月9日神奈川県警察本部訓令第20号）

この訓令は、少年警察活動に関し、少年の補導及び保護の方法、少年の事案の処理等に当たっての手續及び留意事項その他必要な事項を定めたものである。

主な内容は、

- 少年警察活動の基本
- 幹部の職務

等である。